

患者搬送及び移送について

患者搬送及び移送について

I 患者の搬送に必要な準備について

- 1 法第 21 条の規定に基づき、法第 19 条の規定に基づく入院の対象となった新型インフルエンザの患者については、京都府・京都市が移送体制の整備を行い、移送を行う。

搬送に使用する車両は、患者収容部分が運転者や乗員の部位と仕切られていることが望ましい。

- 2 法第 19 条の規定に基づく入院措置が行われる患者が増加し、京都府・京都市による移送では対応しきれない場合は、消防機関等関係機関の協力が不可欠であり、京都府・京都市は、事前に消防機関等関係機関と協議し、新型インフルエンザ流行時における患者の移送体制を確立させる必要がある。

II パンデミック発生時における患者搬送体制について

- 1 法第 19 条の規定に基づく入院措置が行われてない患者については、消防機関による搬送が行われることとなるが、消防機関においては感染対策のため必要な个人防护具等の準備を行う。
- 2 新型インフルエンザの症状を有する者の数が増加した場合、患者を迅速に適切な医療機関へ搬送できるよう、消防機関等と医療機関は、積極的に情報共有等の連携を行う。
- 3 新型インフルエンザの患者等による救急車両の利用が増加した場合、従来の救急機能を維持するために、不要不急の救急車両の利用の自粛や、症状が軽微な場合における民間の患者等搬送事業者の活用等の広報・啓発を行い、救急車両の適正利用を推進する。

Ⅲ 患者搬送における感染対策について

1 新型インフルエンザ患者及び疑似症患者

気管内挿管されている場合を除き、患者にサージカルマスクを着用させる。

2 搬送従事者

搬送従事者は N95 マスク・ゴーグル・手袋・ガウンを着用し、1 回の搬送毎に交換する。

3 その他

(1) 患者の精神的不安をできるだけ少なくするような手段を講じる。

(2) 搬送する患者が、新型インフルエンザ患者であることを搬送先の医療機関にあらかじめ告げ、患者到着前に必要な感染対策をとれるようにする。

弱毒型の場合

- 入院勧告は実施しないため、原則として行政機関主体の患者搬送及び移送はおこなわない。
- ただし、感染拡大防止の観点で入院勧告（措置）する必要があるため、救急車両による搬送体制を整備しておく必要がある。（例：無保険の外国人観光客等）
- 搬送従事者の PPE はサージカルマスク・手袋とし、必要に応じてゴーグルを使用する。